

2024年8月16日

各 位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代表取締役会長兼社長 田邊 勝己
(コード番号：3823 東証スタンダード)
問合せ先：取締役副社長 橋本 直樹
電話番号：(03) 4405-5460

過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ

当社は、2024年8月15日開示の「有価証券報告書等の訂正報告書等の提出について」にてお知らせしておりましたとおり、2024年8月15日、過年度の有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、本日、下記のとおり過年度の決算短信の訂正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

2024年6月25日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第15期(自2018年9月1日至2019年8月31日)有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を发出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過小計上」を主な事由とする虚偽の記載があるとして、2024年7月17日付で訂正報告書を提出するよう命令(以下「本件提出命令」といいます。)が发出されました。

よって、本件提出命令に応答し、当社が2019年11月27日に提出いたしました第15期(自2018年9月1日至2019年8月31日)有価証券報告書の一部につき、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、2024年8月15日に有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。併せて、当社が2019年10月15日に公表いたしました「2019年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を訂正するものです。

但し、当社としては、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計基準委員会及び公認会計士協会が公表した会計基準に則って計上を行っており、本件提出命令に述べるような虚偽の記載とは考えておらず、本件提出命令には承服できないものとして、東京地方裁判所に訂正報告書の提出命令取消の訴訟の提起を行う方針です。

他方で、本件提出命令に従わないときには金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に応答して当該有価証券報告書の訂正報告書の提出を行いつつ、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続き、本件提出命令の取消訴訟において、当該有価証券報告書に関する公正な判断を求めることといたしました。

2. 訂正報告書及び訂正決算短信

- (1) 2024年8月15日に提出した有価証券報告書の訂正報告書
2019年8月期 第15期 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
- (2) 本日付で訂正した決算短信
2019年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

3. 訂正による過年度の連結業績への影響額

今回の訂正に伴う業績への影響額は以下のとおりです。

【連結財務諸表】

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	増減率 (%)
第15期 (2019年8月期) 通期	営業利益又は 営業損失 (△)	△103,062	△173,759	△70,697	-
	親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△278,176	△348,873	△70,697	-

以 上